

社会福祉法人 慶徳会 一般事業主行動計画 【次世代育成支援対策推進法】

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

2. 内容

目標1：育児・介護休業等に関する制度の周知し、休業期間中及び復職後のサポートを拡充するため、施設長等が相談窓口となり定期的に面談し休業中の職員に施設の情報を提供する等支援を行う。

目標2：女性の育児休業取得率100%、男性職員の育児休業取得率65%以上にする。

目標3：母性健康管理における妊産婦の保健指導等を受けるための休暇取得や医師の指示を受けた場合の措置に関する制度の利用促進を行う。

目標4：年次有給休暇取得率を60%（現行50%）にする。